

## ○柏市保健所条例

平成19年12月26日

条例第47号

改正 平成21年12月24日条例第34号

平成25年12月25日条例第52号

平成31年3月22日条例第3号

(設置)

第1条 本市における公衆衛生の向上及び増進並びに市民の健康の保持及び増進を図るため、地域保健法（昭和22年法律第101号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、保健所を設置する。

(名称等)

第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
柏市保健所	柏市柏下65番地1	本市の区域

(平21条例34・一部改正)

(手数料)

第3条 地域保健法施行令（昭和23年政令第77号。以下「令」という。）第8条第1項第1号に規定する特に費用を要する衛生上の試験及び検査その他の業務に係る役務（規則で定めるものを除く。）の提供を受ける者は、手数料を納入しなければならない。

2 前項の手数料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める算定基準により算定した額の100分の80に相当する額に、その額に100分の10を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額とする。ただし、この算定方法により算定し難いものは、実費に相当する額として規則で定める額とする。

3 手数料の納入の時期は、第1項に規定する役務の提供を受ける時とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、令第8条第1項ただし書に規定する場合その他市長が特別の理由があると認

める場合は、規則で定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。

- 5 既に納入した手数料は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その手数料の全部又は一部を返還することができる。

(平25条例52・平31条例3・一部改正)

(柏市保健衛生審議会の設置)

第4条 保健所の適正な運営等に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、柏市保健衛生審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務及びその権限)

第5条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第4条第1項に規定する基本指針に係る事項であって市長の権限に属するものに係る企画、実施及び評価に関する事項
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第5条第1項に規定する基本指針に係る事項であって市長の権限に属するものに係る企画、実施及び評価に関する事項
- (3) その他保健所の運営等に関する事項

- 2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、保健、医療及び生活衛生に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第6条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 審議会に、専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民間関係団体の構成員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

- 4 特別委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 当該専門的な事項に関する学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、その者の委嘱に係る当該専門的な事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第8条 審議会は、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第34号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第52号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。